

第1部 環境報告書とは何か

1. 環境報告書の定義

環境報告書とは、その名称並びに公表媒体に関わらず、事業者が環境コミュニケーションを促進し、事業活動における環境配慮の取組状況に関する説明責任を果たすとともに、利害関係者の意思決定に有用な情報を提供するためのものです。

環境報告書は、事業活動における環境配慮の方針、目標、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を、環境報告書の一般的報告原則に則り総合的・体系的に取りまとめ、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するものをいいます。

解説：名称

現在発行されている「環境報告書」の名称は、社会・経済分野まで記載した「サステナビリティ（持続可能性）報告書」、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）に基づく取組の成果を公表する「社会・環境（CSR）報告書」等、その内容や作成趣旨により様々です。本ガイドラインでは、その内容が本ガイドラインの定義に合致し、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的・体系的に取りまとめ、定期的に公表・報告するものを総称して環境報告書として呼びます。したがって、企業の社会的責任や持続可能性に関する情報を含む場合であっても、本ガイドラインで言うところの「環境報告書」に含まれます。

解説：公表媒体

現在発行されている環境報告書の媒体には、冊子・印刷物、ウェブ(URL)での公開、CD等様々なものがありますが、媒体は何であれ、その内容が本ガイドラインの定義に合致し、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的に取りまとめ、公表するものを総称して環境報告書と呼びます。

解説：一般的報告原則に則り取りまとめ

環境報告書の一般的報告原則とは、後述する目的適合性、信頼性、理解容易性、比較容易性及び検証可能性の5つです。環境報告書は、この一般原則に則り、事業活動及び製品又はサービスの性質、規模、環境影響等を適切に踏まえた環境負荷の状況、事業活動における環境配慮の方針、目標、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、環境報告書に記載することが重要と考えられる25項目の内容が、総合的・体系的に取りまとめられていることが望まれます。また、事業活動における環境配慮の取組に関する方針や目標について、その達成に向けて努力する旨の誓約的な文言が含まれていることが望まれます。

ただし、中小事業者にとっては、環境省「環境活動評価プログラム（エコアクション21）」に規定する『環境活動レポート』の要件を満たして作成・公表されたものは、環境報告書の範疇に含まれます。

解説：定期的に公表・報告する

基本的には事業者の事業年度に合わせ、毎年一回、作成・公表することが望まれます。

2．環境報告書の基本的機能

環境報告書には、外部（社会的）機能と、事業者自身の事業活動における環境配慮の取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があり、事業者の自主的な事業活動における環境配慮の取組を推進する上できわめて重要な役割を果たすものです。

外部機能には、事業者と社会との環境コミュニケーションツールとして、次の三つの機能があります。

事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能

利害関係者の意思決定に有用な情報を提供するための機能

事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動推進機能

内部機能には、次の二つがあります。

自らの環境配慮の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能

経営者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

環境報告書の作成・公表に当たっては、これらの機能を適切に果たすよう留意することが必要です。

解説：事業者と社会との環境コミュニケーションツールとしての外部機能

環境報告書は、「事業者が、社会に対して開いた窓であり、環境コミュニケーションの重要なツールである」と言えます。利害関係者はその窓を通して、その事業者が環境問題についてどのように考え、どう対応しようとしているのかを知ることができます。また、事業者はその窓を通して、利害関係者が事業者に何を求め、どう感じているのかを知ることができるため、環境報告書には環境コミュニケーションツールとしての外部機能があります。

解説：社会的説明責任に基づく情報開示機能

社会経済活動の主要な部分を占める事業者は、その事業活動を通じて大きな環境負荷を発生させています。そのため公共財ないし全生命共有の財産である「環境」について、さらには深刻化する環境問題に対して、どのような環境負荷を発生させ、

これをどのように低減しようとしているのか、どのような環境配慮の取組を行っているのか等を、公表・説明する責任があり、その手段として環境報告書は最も重要な地位を占めるものです。

解説：利害関係者の意思決定に有用な情報を提供する機能

利害関係者の製品やサービスの選択、投資先等の選択等に当たっては、各種の製品情報や経営情報の開示が必要不可欠であり、その際に環境面やリスク管理等に関する情報が重要な判断材料になると考えられます。事業者はそのような意思決定の判断材料となる有用な情報を提供することが求められています。

そして、様々な利害関係者が環境報告書に記載された環境情報を、事業者や製品・サービス選択の判断材料とするようになれば、積極的な取組を進めた事業者が正当に評価されるようになり、いわば市場原理の中で公正かつ効果的に取組が進展することも期待されます。特に、製品・サービス市場における情報媒体としては環境ラベルが主たる役割を果たし得るのに対して、証券等の資本市場や雇用市場における情報媒体として、環境報告書が重要な役割を果たす可能性があり、こうした効果は、エコファンドの普及が進む中で、次第に現実のものとなりつつあります。

近年、欧米において社会的責任投資(SRI)の取組が急速に普及しつつあり、公的年金等の資金の運用先のみならず、個人投資家も含めて「積極的に環境配慮に取組む企業」に優先的に投資を行おうとする動きが拡大しつつあります。このような中で、我が国の事業者が環境報告書を作成・公表し、自らの事業活動における環境配慮の取組状況についての情報を公開していくことは、欧米からのグリーン投資、グリーンマネーを呼び込むことにつながり、循環型社会の構築に向けた環境と経済の統合に資するものと考えられます。

また、グリーン購入が進展するとともに、取引先の選定等に際して事業者の環境配慮への取組状況についての情報を求められることが多くなると予想されますが、環境報告書はその際の説明資料としても使用できます。

解説：事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動推進のための機能

環境報告書により、事業者の取組の目標と状況が公表されることにより、事業者が社会に対して事業活動における環境配慮の取組に関する方針や目標を誓約し、社会がその状況を評価するいわゆるプレッジ・アンド・レビューの効果が働き、取組がより着実に進められることが期待されます。

また、環境報告書の作成に当たって、いい意味で外部の目や同業他社との比較を意識し、より前向きに取組を行っていくことは、環境保全に向けて社会全体の取組が進展することにつながると考えられます。

さらに、幅広い関係者の間で環境コミュニケーションが進むことにより、社会全体の環境意識が向上するとともに、各主体の取組の状況と課題についての認識が深まれば、それぞれの役割に応じたパートナーシップの下で社会全体での取組のレベルアップに役立つことが期待されます。

解説：事業者自身の環境配慮の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しの機能

環境負荷の実態や事業活動における環境配慮の取組状況を外部に報告することにより、事業者自身が報告の内容を充実させるため、事業活動における環境配慮の取組の内容やレベルを自主的に高める効果があるとともに、社内的に環境情報の収集システムが整備され、事業者自身の環境配慮の取組に関する方針、目標、行動計画等を見直したり、新たに策定する契機になります。

解説：経営者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

自らの取組内容を従業員に理解してもらい、その環境意識を高めるために、環境報告書は従業員研修のツールとしても活用でき、さらには自らの事業活動における環境配慮の取組状況を知るとともに、それらの取組を行うことにより従業員自身が、自社に誇りを持つことにつながります。

また、環境報告書に経営者の緒言等を記載することにより、経営者自身の意識付けも期待できます。

3 . 環境報告書の一般的報告原則

環境報告書は、環境コミュニケーションのツール、さらには社会的な説明責任の観点及び利害関係者の意思決定に有用な情報を提供する観点等により作成・公表されるものであり、以下に示す5つの一般的報告原則は、環境報告書の基本的機能を満たすために必要不可欠なものです。これらの一般的報告原則に合致しない環境報告書は、環境パンフレットの的なものとなってしまいます。

目的適合性

環境報告書は、事業者の事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況に関して、利害関係者の判断に資する有用な情報を、適切なタイミングで提供することが望まれます。

解説：目的適合性における重要性と適時性

作成・公表される環境報告書がどのような利害関係者を対象としているのかによって、環境報告書のあり方は若干異なってくると考えられます。それぞれの利害関係者が、その事業者及び環境報告書に対して、どのようなことを期待し、どのような情報を求めているかを、十分に考慮することが必要です。環境報告書はそのような利害関係者の期待やニーズに適合し、環境報告書に記載することが重要と考えられる25項目の情報が網羅され、適切に記載されていることが望まれます。

さらに、環境情報が有用であるためには、利害関係者に対して適切なタイミングで提供される必要があります。具体的には環境報告書は一定の期間毎に作成され、

当該事業者の、環境報告書対象期間における事業活動における環境配慮の取組状況、あるいは環境に関する事故、さらには事業活動における環境配慮の取組に関する方針や目標の策定や改訂等について、適切なタイミングで公表されることが重要です。

なお、目的適合的であるかどうかは、利害関係者の判断に与える影響の重要性を自ら判断して決定することが望まれます。

信頼性

環境報告書は、信頼できる情報を提供しなければなりません。

解説：信頼性における正確性、実質性、網羅性、中立性^{*2}

環境報告書の信頼性が確保されるためには、記載された環境情報に誤りや漏れがなく正確であること、事業活動に伴う環境負荷の状況の実態に即して実質的な情報を提供すること、本ガイドラインの環境報告書に記載することが重要と考えられる25項目が適切に網羅されていること、意図的に偏った印象を与えるような記述がなされていないこと等に配慮することが必要です。

特に、作成・公表した環境報告書が、多くの利害関係者に受け入れられ、信頼を得ることができるかどうかは、当該事業者の環境報告書の作成に対する姿勢にかかっています。

環境報告書の信頼性を高めていくためには、

- ・記述内容に誤りのない、事実に基づいた正確なものであること
- ・当該事業者が行うべきと考えられる事業活動における環境配慮の取組状況や環境負荷の削減に関して必要かつ実質的な情報が記載されていること
- ・本ガイドライン等に準拠して作成され、必要な情報が網羅されていること
- ・環境報告書の読み手の判断や見解に影響を与える可能性がある情報や、社会的に議論となっている問題に関しては、偏見のない、中立的な記述を行い、不確実な事実やデータ、将来の予想等については、読み手に誤解を与えない慎重な表現がなされていること
- ・過大、誇大あるいは広告的な表現がなされていないこと

等に配慮することが必要です。

理解容易性

環境報告書は、利害関係者の誤解を招かないように、必要な情報を理解容易な表現で明瞭に提供することが望まれます。

解説：理解容易な表現

環境報告書の読み手（利害関係者）は多種多様であり、環境報告書の作成に当た

^{*2}：信頼性確保のための方策、第三者審査については、資料編を参照下さい。

っては、わかりやすく、かつ誤解のないように配慮することが重要です。記載された情報が理解容易であるためには、できる限り簡潔な表現が求められますが、内容が複雑であっても必要な情報は適切に提供される必要があります。例えば、不確実性を伴う情報を提供する場合には、不確実な性質、対象範囲、判断根拠等を明記することが望まれます。

併せて過去数年における経年変化を示すことも理解を深める上では重要です。

また、特定の情報を提供する場合には、全体に占める割合が容易に判読できるように記載することが望まれます。取組内容を列挙するだけでなく、その取組が全体の中でどの程度の割合を占めているのかを記載することが望まれます。

さらに、公表されている環境報告書の中には、数値データの把握・公表が容易な事象であるにもかかわらず、自社の取組内容のみを定性的に記載し、数値データ(実績や目標)や自らの環境負荷の実態についてほとんど記載していないものがあります。事実を正確に伝える上で、数値の記載は極めて重要であり、可能な限り実数値を記載することが望まれます。実数値が記載されていなかったり、基準年度(あるいは前年度)に対する百分比等の指数のみで表現されていたりすると、「実は何もしていないのではないか」、「実際にはもっと多いのではないか」等の無用な誤解を招き、かえって評価を下げるおそれさえあります。

その上で、環境報告書はコミュニケーションツールとして、見やすい、わかりやすい、読みやすいものであるとともに、読み手が「読んでみたい」と興味を抱くような表現の工夫も大切です。

そのためには、

- ・簡潔な文章と文体を心がける
- ・文章に加え、グラフや写真等を交えて表現する
- ・記載した取組や数値等の意味を適切に説明すること等が望まれます。

なお、業界や社内だけで通用するような言い回しや表現、用語は可能な限り避けるべきであり、場合により注釈等を付すことが望まれます。

特に、サイト環境レポート等については、地域住民等が必要とする情報に重点を置いて、簡潔に取りまとめることが望まれます。

比較容易性

環境報告書の記載事項は、事業活動の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる事業者間を通じても一定の範囲で比較の基礎となる情報を提供することが望まれます。

解説：比較の基礎となる情報

まず第一に、記載された情報は、単年度のものだけでなく、当該事業者における経年の変化が比較できるよう記載することが望まれます。

第二に、事業者の事業特性や業態によって環境負荷の状況は異なると考えられますが、同一業種の事業者間、さらには業種の異なる事業者間での比較が容易である

よう記載されていることも望まれます。そのためには、業界平均値等の比較のベースとなる数値を、自社の数値に併記する等の工夫も有効です。

環境報告書に記載される環境情報は、事業者の業種業態、あるいは取組の内容が異なる場合には単純に統一することは困難です。この際に、本ガイドラインを含め社会的に合意された環境報告書作成のためのガイドラインに準拠して測定又は算出された情報は、共通の項目について、同一の前提条件、根拠、基準及び方法に依拠しているため、利害関係者の誤解を招きにくく、比較の基礎となる情報となります。

また、環境報告書が比較容易でなければ、事業者が他の事業者の取組を参照することができず、さらには、利害関係者も環境配慮に積極的な事業者を選択することが困難となります。

記載するデータの根拠や収集方法、測定・算定方法等を明記すること、本ガイドラインに準拠して環境報告書を作成すること、業界等で合意した共通の手法で環境パフォーマンスに関する情報を測定すること等は、環境報告書の信頼性を高めるとともに、事業者間の比較容易性をも高めることにつながります。

検証可能性

環境報告書は、記載された情報について、前提条件と根拠が明らかにされ、客観的立場から検証可能なことが望まれます。

解説：検証可能性

環境報告書の信頼性を確保していく上で、環境報告書に記載された情報について、客観的な立場から検証可能であることが必要であると考えられます。検証可能であるということは、第一に、環境報告書の記載情報のそれぞれについて、算定方法や集計範囲等が明記されていて、検証可能な形で表示されているということです。第二には、環境報告書の記載情報のそれぞれについて、根拠資料が存在するとともに、その集計システム等が構築されていて、情報の信頼性を第三者が確認する手段があるということです。この場合の第三者とは必ずしも外部の人間だけではなく、企業内部の監査役等も想定されます。

4．報告に当たっての基本的要件

対象組織の明確化

環境報告書で対象とする組織の範囲を明確に定義することが必要です。

解説

対象組織の決定に当たっては、事業活動に伴う環境負荷の状況及び環境配慮への

取組状況を考慮することが望まれます。

具体的には会社単独なのか、連結対象企業やグループ企業（企業集団）も含めるのか、日本国内に立地する事業所のみを対象とするのか、海外の事業所までも含めるのか等が問題となります。

多くの企業は、その事業活動を、一法人のみで行っているのではなく、国内外の子会社等へ生産移転や運送委託等を行っています。したがって、当該企業の環境パフォーマンスについて実状にあった形で正確かつ公正に評価するためには、生産移転先等の関係企業も含めた組織の活動全体をカバーすることが必要です。このため、連結財務会計の集計範囲に準じて、企業グループ全体を把握することが望まれます。ただし、データ集計に要する負担や他者との比較評価の行いやすさ等を勘案して、環境負荷の低減に関して直接的に経営のコントロールが可能である範囲を踏まえて境界を定めてください。その際、境界を明確に示すこと、その境界を定めた理由を明らかにすることが必要です。

また、これまで公表された環境報告書を見ると、会社概要は単独決算のデータ、環境パフォーマンスは主要事業所のみデータ、事業活動における環境配慮の取組状況の記述は海外の事業所や子会社での取組も含むといった具合に、その内容によって対象組織の範囲が異なり、環境報告書全体で首尾一貫していない例も見受けられます。

データ収集の精度や労力の点からやむを得ない面もありますが、環境報告書全体の対象組織を明確にし、内容によりこれと異なる場合は、それぞれにおいて対象範囲を明記するとともに、対象範囲に加えた理由、あるいは除いた理由を記載することが望まれます。

さらに、前回の環境報告書と当該年度等の環境報告書の対象範囲が異なる場合は、その状況についても記載し、経年での比較可能性に配慮することが望まれます。

対象組織の記載に当たっては、組織全体の概要を理解できる図等を用いるとともに、全体の経営戦略や各組織の位置付け等についてもある程度説明する等の工夫を行うと、対象組織についての理解を得る手助けになると考えられます。

対象期間の明確化

環境報告書で対象とする期間を明確に定義することが必要です。

解説

環境報告書の対象期間は、会社概要や財務情報と環境パフォーマンス情報等、環境報告書に記載された各種データの対象期間を可能な限り統一し、もし内容により異なる場合には、その点を明記することが望まれます。

また、環境報告書に記載されている事業活動における環境配慮の取組の実施時期が、環境報告書の対象期間と一致していることが必要です。しかし、取組の全てが一定期間内で終了するわけではないこと、過去に行った取組であっても現在まで継続して効果を発揮している場合があること等により、当該年度の取組のみの記載で

は事業者の取組全体を適切に紹介できない場合があります。その場合には理由等を明記して、過去の取組等を記載するが望まれます。

対象分野の明確化

環境報告書で対象とする内容の分野を明確に定義することが必要です。

解説

近年、欧米では「環境」問題に限らず、社会的分野、経済的分野等についても報告書の対象分野として拡大し、これを「持続可能性報告」あるいは「社会的責任報告」として普及していこうという動きが強まっています。社会的分野とは、環境面での社会貢献取組ではなく、例えば、国内外における労働安全衛生、従業員の福利厚生、雇用等に当たっての男女等の平等、バリアフリーへの対応、最低賃金、組合活動の自由度、フィランソロピー、企業倫理、内部通報者の保護、製品のリコール回収等のことです。また、経済的分野とは、売上高や利益の状況、資産、投資額、賃金、労働生産性、雇用創出効果等のことです。

ただし、社会的分野及び経済的分野に関しては、環境分野とは異なり、どのような項目や内容を、どのように取り扱うか等について、まだ発展途上にあるというのが現状であり、今後、様々な検討が積み重ねられていく必要があります。

しかし、環境対策と労働安全衛生等を一つのセクションで統括している事業者も数多くあり、またこれらの問題はかなり関連性がある場合もあります。

本ガイドラインでは、事業概要及び経営関連指標の記載例を示すとともに、「社会的取組の状況」という項目を新設し、その記載すべき情報を例示していますが、これらを踏まえて、それぞれの事業者の判断で、社会的分野等へ報告分野を拡大していくことが、望ましいと言えます。